

2018年12月5日(水)～8日(土)4日間

MACOと行く マカオ・香港 大人の旅セミナー

～ラグジュアリー空間で 美も愛も引き寄せて2019年は最高の自分で迎えよう!～

お申し込みは、「参加申込書」を下記メールアドレスか、ファックスへお送りください。
ANAセールス株式会社 メール: asxdr-int@anas.co.jp FAX: 03-6733-4621
(お申し込みは参加申込書の送付でのみお受けし、先着順となります。)



MACOさんと行く2018年の海外セミナー第二弾は、マカオ・香港の旅。ラグジュアリーなホテルで、MACOさんの特別セミナーを受講いただけます。「バンヤン ツリー マカオ」はスパのクオリティが高いことで有名なホテル。そんな空間にあわせて、今回は特別にMACOさんによる引き寄せ美容心理と表情筋トレーニングのエクササイズも教えてもらえます。愛だけでなく美も引き寄せられる、最高のセミナーをご体験ください! 香港では、MACOさんプロデュースでパワースポットや占いスポットをめぐる。ホテルはハーバーフロントにある「インターコンチネンタルホテル香港」。100万ドルの夜景を眺めながら2018年を締めくり、2019年に最高の愛を引き寄せる準備を完了させましょう!



旅の3大特典

1. MACOさんによる少人数グループセミナー。他では聞けない「引き寄せ美容心理」のレクチャーもあり!
2. MACOさんとのディナー、朝食会でセミナーではできないお話をする機会もたくさん!
3. MACOさん特製: 引き寄せオリジナルノートをプレゼント!



【MACOさんプロフィール】

引き寄せ実践法アドバイザー・NLPコーチ。1970年兵庫県生まれ。20代の頃から成功哲学を学び始め、思考の現実化について探求し続けるが、何一つ願いが叶わないどころか仕事もプライベートも状況が悪くなることを繰り返す。引き寄せの法則については、学び始めて何年も経って、一つのやり方に無理やり自分を当てはめるのではなく、ネガティブ思考が強かった自分自身にじっくりくるやり方を見つけ、実践方法を変えたときから、現実が急に開けていく体験をする。探究心旺盛で、社会人になってからも働きながらこれまで合計3つの大学・大学院を修了したほか、脳科学、NLPコーチング、各種セラピーなどを学び、現在の仕事に活かしている。現在は引き寄せ実践法アドバイザー・メンタルコーチとして活動。ブログでは日常の生活の中でちょっとした視点を変えることで心が楽になるヒントを発信し、毎日多くのファンが訪れる。

マカオ宿泊ホテル： バンヤン ツリー マカオ



*イメージです

初日はウェルカムディナーはホテル内「Belon」にて、MACOさんのお話を聞きながらスタート！



*イメージです

宿泊のお部屋は室内プール付きで全室スイート



*イメージです

世界一流のSPAは一度は体験したい！
(オプションにてご案内可能です)



*イメージです

ヨーロッパの香りも残るマカオの街並み

香港宿泊ホテル： インターコンチネンタル香港



*イメージです

香港のホテルはインターコンチネンタル香港。ハーバーフロントにそびえたつラグジュアリーホテルで世界有数の夜景が眺められます



*イメージです

香港ではMACOさんとパワースポットめぐりやお買い物も楽しめます



*イメージです

日程表

	日付	都市名	現地時間	交通機関	予定スケジュール	食事
1	12/5 (水)	羽田発 香港着 香港発 マカオ着	7:00 8:55 12:55 16:15 17:20 19:00	NH859 フェリー 専用車	羽田国際空港にて集合 羽田発、ANA859 便にて香港へ 香港国際空港到着 香港発、フェリーにてマカオへ マカオ到着後、専用車にてホテルへ ホテル到着 ホテルレストランにて夕食 ＜マカオ：バンヤン ツリー泊＞	機内 昼× 夜○
2	12/6 (木)	マカオ 滞在	10:00 15:00 18:30 21:00		【朝食】 ホテル内レストランにてお召し上がり下さい A 班：著者のお部屋にてセミナー（2時間） B 班：自由行動（スパなどでお楽しみ下さい） A 班：自由行動（スパなどでお楽しみ下さい） B 班：著者のお部屋にてセミナー（2時間） ※昼食は各自にてお済ませ下さい 『マカオタワー』にて夕食（ビュッフェ形式） 夕食後、専用車にてホテルへ ホテル到着 ＜マカオ：バンヤン ツリー泊＞	朝○ 昼× 夜○
3	12/7 (金)	マカオ発 香港着	8:00 16:30 18:00	専用車 フェリー 専用車 専用車	【朝食】 ホテル内レストランにてお召し上がり下さい 専用車にてフェリー埠頭へ移動 マカオ発、フェリーにて香港へ 香港到着後、専用車にて香港観光へ 市内レストランにて昼食（飲茶） 昼食後、香港観光 ホテル到着 市内レストランにて夕食（中華） ホテル到着 ＜香港：インターコンチネンタル泊＞	朝○ 昼○ 夜○
4	12/8 (土)	香港発 羽田着	11:30 12:15 14:25 19:15	専用車 NH860	【朝食】 ホテル内レストランにてお召し上がり下さい 専用車にて香港国際空港へ 香港国際空港到着 香港発、ANA860 便にて羽田へ 羽田国際空港到着 ～お疲れ様でした～	朝○ 昼× 機○

※この日程表は新しい資料に基づいて作成されておりますが、交通機関の都合により発着時刻の変更が生ずる場合がございます

申込要項

【旅行代金】 329,000円（お一人様当たり/2名1室利用時）
旅行代金は燃油サーチャージ・空港諸税を含みます

【ホテル個室利用追加代金】 78,400円

【利用航空会社・クラス】 NH：ANA・エコノミークラス利用

【利用予定ホテル】 マカオ：バンヤン ツリーマカオ／香港：インターコンチネンタルホテル香港

【食事】 朝食3回、昼食1回、夕食3回

【添乗員】 同行致しません。

【最少催行人員】 16名様

【申込締切日】 2018年10月12日（金）

1. 募集型企画旅行契約

この旅行は、ANAセールス株式会社(以下、「当社」といいます。)が旅行企画・募集・実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下、「旅行契約」といいます。)を締結することになります。旅行契約の内容・条件は、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

2. 旅行契約のお申し込み・契約の成立・旅行代金のお支払い

①当社②旅行業法で規定された「受託営業所」(以下①②を併せて「当社ら」といいます。)当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入しお申し込みください。電話、郵便、ファクシミリ、Eメール及びその他の通信手段でお申し込みの場合、当社らが予約の承諾の旨を通知した段階で契約成立と致します。

3. お支払い対象旅行代金

「お支払い対象旅行代金」とは、募集広告価格表示欄に「旅行代金として表示した金額」と「追加代金として表示した金額」の合計金額から「割引代金として表示した金額」を差し引いた金額をいいます。この合計金額が「申込金」「取消料」「違約料」「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。

4. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した航空・船舶・鉄道・送迎バス・車など利用運送機関の運賃、観光バス・車・ガイド料金、入場料、食事料金、宿泊料金、手荷物運搬料金、団体行動中のチップ、添乗員同行コースの同行費用など。

5. 旅行代金に含まれないもの(一部例示)

超過手荷物料金。クリーニング代、電話料、ホテルのボーイ・メイドに対するチップ、その他追加飲食など個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料金。傷害、疾病に関する医療費など。渡航手続諸費用。日本国内の空港施設使用料。国内の自宅から発着空港などまでの交通費、日本国内での宿泊費など。お一人部屋追加代金。オプションツアー代金。

6. 旅行契約の解除・払い戻し

お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。

- イ) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合… 5万円
- ロ) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に以降に解除する場合(ハ・ニに掲げる場合を除く) … 旅行代金の20%
- ハ) 旅行開始日の前々日および前日、出発日当日 … 旅行代金の50%
- ニ) 旅行開始後または無連絡不参加 … 旅行代金の100%

7. 旅行の中止

お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき、当社は旅行契約の解除をする場合がございます。この場合はピーク時に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって33日目にあたる日より前に、また、同期間以外に旅行開始するときには旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目にあたる日より前に旅行中止を通知いたします。

8. 旅程保証

当社は別途定める契約内容の重要な変更が生じた場合、旅行代金に一定の率を乗じた変更補償金を支払いいたします。詳しくは別途交付する旅行条件書(全文)でご確認ください。

9. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は、2018年8月29日を基準としております。また、旅行代金は2018年8月29日現在有効なものとして公示されてる航空運賃・適用規則または、2018年8月29日現在国土交通大臣に認可申請中の航空運賃・適用規則を基準として算出しております。

10. その他

当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

旅行企画・実施

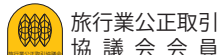
ANAセールス株式会社

観光庁長官登録旅行業第1656号

(JATA会員/ボンド保証会員)

〒103-0027 東京都中央区日本橋2-14-1

フロントプレイス日本橋6階



●お申し込み

お申し込みは、「参加申込書」を下記メールアドレスか、ファックスへお送りください。

(お申し込みは参加申込書の送付でのみお受け付け、先着順となります。)
ANAセールス株式会社 メール: asxdrt-int@anas.co.jp
FAX: 03-6733-4621

●お問い合わせ

ANAセールス株式会社 東京本店 顧客販売部
担当: 今(コン)・長谷川(ハセガワ)・其田(ソノダ)
TEL: 050-3815-5106 受付時間: 平日09:00~18:00(土・日・祝日は休業)
総合旅行業務取扱管理者: 嘉賀 朋久

【ホテルでのスパ(マッサージ)ご案内】

『バンヤン ツリー マカオ』より、下記のスパメニューのご案内です。(別途下記料金が必要となります。)

ご希望の方は別紙「旅行参加申込書」に必要事項ご記入の上、弊社までお送りください。

★特にお勧めのメニューには黄色い網がけをしてあります。ご参照ください。

■バンヤン ツリー マカオ

設定日	マッサージ種類	所要時間	コース番号	料金
12月6日 (木)	ホットストーン	施術 90分 + 術後休息 30分	①	31,200円
	タイ クラシック	施術 90分 + 術後休息 30分	②	29,500円
	ヨガ マッサージ	施術 90分 + 術後休息 30分	③	29,500円
	アジアン ブレンド	施術 60分 + 術後休息 30分	④	20,000円
		施術 90分 + 術後休息 30分	⑤	28,600円
	バリニーズ	施術 60分 + 術後休息 30分	⑥	20,000円
		施術 90分 + 術後休息 30分	⑦	28,600円
	アイランド デュー	施術 60分 + 術後休息 30分	⑧	20,000円
		施術 90分 + 術後休息 30分	⑨	28,600円
	ロミロミ	施術 60分 + 術後休息 30分	⑩	20,000円
		施術 90分 + 術後休息 30分	⑪	28,600円
	スポーツ	施術 60分 + 術後休息 30分	⑫	20,000円
		施術 90分 + 術後休息 30分	⑬	28,600円
	スウェディッシュ	施術 60分 + 術後休息 30分	⑭	20,000円
		施術 90分 + 術後休息 30分	⑮	28,600円
	テンダータッチ	施術 60分 + 術後休息 30分	⑯	20,000円
		施術 90分 + 術後休息 30分	⑰	28,600円
	バックマッサージ	施術 30分 + 術後休息 30分	⑱	12,200円

◆料金に含まれるもの： 施術代(施術で使うオイルなどを含む)、

施術前後のハーブドリンクおよびリフレッシュメント

◆料金に含まれないもの： セラピストへのチップ (一般的には施術代の5~10%程度の現金)

※あくまでもお心づけで、義務ではございません。

■お申込方法： 別紙『ご旅行参加申込書』にご希望内容を記入願います。

■施術開始時刻につきましては、ツアースケジュールも鑑みた上で現地ホテルと調整の上、
施術時間のご案内とさせていただきますので、時間のご指定承れないこと予めご了承ください。

ホットストーン

★暖かい石の刺激が絶妙のトリートメントで上級者向き

90分のホットストーンマッサージは、セサミ、ホホバ、ビタミン E を配合したクラリティー・オイルを使い、優しくエネルギーポイントを刺激していきます。気の流れをスムーズにし、解毒作用にも効果があるといわれています。

タイ・クラシック

この90分の古典的なマッサージは、巧みなストレッチを施しながら、リズムカルなマッサージに力を加え、エネルギーの流れを促します。セラピストの伝統的なタイ式の技術と、サンダルウッド、ジャスミン、クラリセージをブレンドしたアース・オイルを用い、手の平で背中を深く揉みながらストレッチを施し、深いリラクセス状態へと導きます。柔軟性を高めるための最適な組み合わせのトリートメントです。

ヨガ マッサージ

90分のドライ・マッサージは、親指と手のひらの圧と軽いストレッチの組み合わせで疲れた筋肉に働きかけ、疲労を解消します。

アジアン ブレンド

★オイルを用いないドライマッサージをお好みの方にお勧め

伝統的なタイ式マッサージのテクニックを基に作られた、力加減が中から強めの60分または90分のマッサージです。上下別の動きやすい服装に着替えて頂き、オイルは使用せず、親指と手の平でつぼを刺激し、疲れた筋肉をほぐし、血液の循環を改善します。

バリニーズ

★日本人スタッフさん一番のお勧めメニュー

中から強の力加減で体の深部組織を刺激する、60分または90分のバリ式マッサージは、親指と手の平を使って血行を良くし、エネルギーの流れを向上してストレスを和らげます。サンダルウッド、ジャスミン、クラリセージがブレンドされたアース・オイルは身体を暖め、体内の循環を向上させる効果があります。

アイランド・デュー

敏感肌の方のためにご用意した60分または90分のやさしいマッサージです。手の平を使った長めのマッサージと親指の指圧で、疲れた筋肉をほぐしていきます。ゼラニウム、ローズマリー、サイプレスをバランスよくブレンドしたウォーター・オイルを使用して、お肌を再生し修復します。より高い効果を出すため、マッサージ後はオイルを洗い流さないことをお勧めします。

ロミロミ

ハワイで生まれた、活力を吹き込む強めのマッサージです。セラピストが親指、手の平、ひじを使い体全体でリズムカ
ルにマッサージしていきます。この60分または90分のマッサージでは、黒胡椒、ジンジャー、カッシーアがブレ
ンドされたファイヤー・オイルを使い、緊張した筋肉の凝りをほぐし和らげます。体全体が完全にリラックスしてリ
フレッシュするのを感じてください。

スポーツ

力加減が中から強の60分または90分の強めマッサージで、筋肉の動きをよりスムーズにし、柔軟にします。この
マッサージには、サンダルウッド、シダーウッド、ベンゾインがブレンドされたウッド・オイルを使用して、創造力を
刺激します。春の息吹を思い起こさせるエッセンシャル・オイルの香りをお楽しみください。

スウェディッシュ

血液循環を促進して、緊張した筋肉を和らげるユニークなヨーロッパ古来のボディ・マッサージです。中位の力
加減で、しっかりとした長めの揉み、揉みほぐし、小さく円を描く揉みの3つの基本手法を組み合わせたマッサージ
でストレスを緩和します。フランキンセンス、カンフォー、パチヨリをブレンドしたゴールド・オイルを使って、内
面の精神性を向上させます。

テnderタッチ

★強いマッサージが苦手な方にお勧め

やさしいマッサージをお好みの方や特別な配慮が必要な方には、60分または90分のこのマッサージがお勧め
です。隅々まで行き届いた施術で癒し効果を十分に実感して頂けます。手の平を使ったマッサージに加え、自然に
肌を保湿し柔らかくする作用がある、セサミ、ホホバ、ビタミンEをブレンドした温かいクラリティ・オイルに浸したラ
イスポーチを使い、お肌に栄養を補給し、潤いと柔らかさをもたらします。ご年配のお客様や妊娠中の女性にも
人気のトリートメントです。

バックマッサージ

長時間デスクワークされる方や腰痛をお持ちの方に最適なこの30分のマッサージは、疲労からくる筋肉の張り
と痛みを緩和します。セサミ、ホホバ、ビタミンEをブレンドした温かいクラリティ・オイルを用い、背中に潤いを与
え、ほぐします。



国内・海外旅行（ツアー） > 旅行条件書/海外（募集型企画旅行/海外ツアー）

旅行条件書/海外（募集型企画旅行/海外ツアー）

2018年6月改定

本「旅行条件書」は、旅行業法第12の4に定める取引条件説明書および同法第12の5に定める契約書面の一部になります。

お申し込みの際には、必ずこの「旅行条件書」を事前にご確認ください。（保存・プリントアウトしてご確認ください。）

[旅のご案内とご注意](#)

1 募集型企画旅行契約

- この旅行は、ANAセールス株式会社（以下「当社」という。）が企画・募集・実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という。）を締結することになります。
- 「募集型企画旅行」とは、当社があらかじめ旅行者の募集のために、旅行の目的および日程、旅行者が提供を受けることができる運送または宿泊サービスの内容、ならびに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。
- 当社は、お客様が当社の定める旅行日程にしたがって、運送・宿泊機関その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」という。）の提供を受けることができるように手配し、旅程管理することを引き受けます。
- 旅行契約の内容・条件は、募集パンフレットまたはホームページ・本旅行条件書（以下「契約書面」という。）・ご出発前にお渡しする最終の旅行日程表と称する確定書面および当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「約款」という。）によります。ただし、海外発着のものは、当社特定海外旅行旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社特定約款」という。）によります。
- 日程中に3泊以上のクルーズを含む旅行（日本発着時に船舶を利用する旅行を除きます。）であって、パンフレット上にその旨記載した旅行については、当社クルーズ船を利用する海外旅行に使用する旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社クルーズ約款」という。）によります。「特定約款」および「当社クルーズ約款」は、第17項取消料 以外は、当社募集型企画旅行約款と同内容になります。
- 旅行契約の範囲は、最終の旅行日程表に記載している国際線出発空港の空港構内にて添乗員または当社係員が受付を行う場合はその受付完了時から、それ以外の場合は、乗客のみが入場できる手荷物の検査等の完了時から、国際線到着空港構内にて乗客のみが入場できる手荷物引き取り等の場所から出たときまでとなります。海外発着のものについては、最終旅行日程表でご案内した海外での集合場所に集合してから、海外の解散場所で解散するまでとなります。
- 日本国内の空港から本項6)の国際線発着空港までの区間を、契約書面に記載の追加代金（または無料）で利用する場合には、この部分も旅行契約の範囲に含まれます。この場合の旅行開始は、国内線の出発空港の空港構内にて乗客のみが入場できる手荷物の検査等の完了時からとなり、旅行終了は、国内線の到着空港の空港構内にて乗客のみが入場できる手荷物の引き取り等の場所から出たときまでとなります。

2 旅行契約のお申し込み・ご予約

- ①当社、②旅行業法で規定された「受託営業所」（以下①②をあわせて「当社ら」という。）のそれぞれにおいて、お客様からの旅行契約のお申し込みまたはご予約を承ります。
- ご来店の場合、当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入し、後記の申込金を添えてお申し込みいただきます。
- 当社らは電話、郵便、ファクシミリ、インターネットおよびその他の通信手段による旅行契約のお申し込みを受け付ける場合があります。この場合、契約はご予約の時点では成立しておらず、当社らがご予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内（インターネットでの予約の場合、ホームページ内に記載した当社が定める期間内）に申込書の提出と申込金のお支払い、または会員番号（クレジットカード番号）を通知していただきます。この期間内に、申込金を提出されない場合、または会員番号（クレジットカード番号）の通知がない場合、当社らはお申し込みがなかったものとして取り扱いたします。
- 申込金の額は以下のとおりです。なお、申込金は後記する「お支払い対象旅行代金」「取消料」「違約金」のそれぞれ一部または全部として取り扱いたします。

旅行代金（お一人様）	申込金（お一人様）
15万円未満	20,000円以上旅行代金まで
15万円以上30万円未満	30,000円以上旅行代金まで
30万円以上50万円未満	50,000円以上旅行代金まで
50万円以上	100,000円以上旅行代金まで

ただし、特定期間、特定コースについては、別途募集パンフレットまたはホームページに定めるところによります。

5) 当社は、同一コースにて、同時に参加しようとする複数のお客様が責任ある代表者（以下「契約責任者」という。）を定めてお申し込みいただいた場合、当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者が当該団体を構成するお客様（以下「構成者」という。）の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体に関わる旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。この場合契約責任者は、当社らが定める日までに、構成者の名簿を当社らにご提出いただきます。なお、当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何らの責任を負うものではありません。また、当社は、契約責任者が当該団体に同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3 ウェイティングの取扱いについての特約

当社は、お申し込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い（以下「ウェイティング」という。）をすることがあります。

- 1) お客様がウェイティングの取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間（以下「ウェイティング期間」という。）を確認のうえ、申込書と申込金相当額をご提出いただきます。この時点では旅行契約は成立しておらず、また、当社は、将来に旅行契約が成立することをお約束するものではありません。
- 2) 当社は、本項1)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。
- 3) 旅行契約は、当社が本項2)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社がお客様に発したとき（ただし、この通知が電子承諾通知の方法によって行われたときはお客様に到達したとき）に成立するものとします。
- 4) 当社は、ウェイティング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。
- 5) 当社は、ウェイティング期間内で当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイティングの取扱いを解除する旨の申出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイティングの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間にあったときでも当社は取消料をいたしません。

4 お申し込み条件

- 1) 旅行開始日時点で15歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件にいたします（ただし一部のコースを除きます）。15歳未満の方が、契約責任者となる契約は受け付けません。予約時点で、15歳以上20歳未満の方のみでの旅行の場合は、親権者の同意書が必要です。コースにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、ご参加をお断りさせていただくか、保護者の同行などを条件にさせていただく場合があります。また、コースの一部についての内容を変更させていただく場合があります。
- 2) 特定のお客様層を対象にした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。
- 3) 旅行をお申し込みの際に、慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なわれている方、動物アレルギーのある方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、おからだの不自由な方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨お知らせください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、医師の健康診断書を提出していただく場合があります。また、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様のご負担になります。また、現地事情や関係機関などの状況により、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者などの同行者を条件とさせていただくか、コースの一部について内容を変更とさせていただくか、またはご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。なお、妊娠中の方はお客様ご自身の責任においてご参加いただくことを条件にいたします。ただし、ご利用航空会社による搭乗制限がある場合がありますので、お申し込み時点で必ずご確認ください。
- 4) お客様が旅行中に疾病、傷害、その他の事由により、医師の診断または加療が必要と当社が判断した場合は、旅行の円滑な実施を図るため、必要な措置をお取りします。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になり、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに、当社の指定する方法でお支払いいただきます。
- 5) お客様のご都合による別行動は、原則として承れません。ただし、別途条件でお受けすることもあります。

- 6) お客様のご都合により、旅行の行程から離脱する場合には、その旨および復帰の有無、復帰の予定日時などについて、必ず添乗員もしくは係員にご連絡いただきます。
- 7) 他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- 8) 通信契約の場合、お客様のクレジットカードが無効であるなど、お客様が旅行代金などを提携会社のカード会員規約にしたがって決済できないときは、お申し込みをお断りする場合があります。
- 9) お客様が暴力団関係者、その他の反社会的勢力であると判明した場合は、お申し込みをお断りする場合があります。
- 10) その他、当社らの業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

5 旅行契約の成立時期

- 1) 第2項旅行契約のお申し込み・ご予約2) 3) の場合は、当社らが契約の締結を承諾し、かつ申込金を受理した時点で成立いたします。
- 2) 電話またはご来店ではなく、ファクシミリ、電報、テレックス、インターネットおよび郵便などにてお申し込みまたはご予約がなされた場合は、以下の時点で成立いたします。
 - ア) 事前に申込金のお支払いがあったときは、当社らが承諾した旨の通知を発したとき。
 - イ) 事前に申込金のお支払いがないときは、当社らが申込金を受理した後に当社らが承諾した旨の通知を発したとき。
- 3) 本項 1) ~2) にかかわらず通信契約の成立時期は、第26項通信契約 3) に定める時期とします。

6 契約書面と最終の旅行日程表のお渡し

- 1) 当社らは、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行の行程、旅行サービスの内容、その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面は募集パンフレットまたはホームページ、本旅行条件書などにより構成されます。
- 2) 当社らはあらかじめ本項1) の契約書面を補完する書面として、お客様に、集合時刻・場所、運送機関の名称および便名、宿泊機関などに関する確定情報を記載した最終の旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。(原則として旅行開始日の2週間前~7日前にはお渡しするよう努力いたしますが、年末年始やゴールデンウィークなど特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の間際にお渡しする場合があります。この場合でも旅行開始日の前日までにお渡しします。) ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前にあたる日以降の場合、旅行開始日当日にお渡しする場合があります。なお、お渡し方法には郵送を含みます。
- 3) 当社らは、あらかじめお客様の承諾を得て、旅行の日程、旅行サービスの内容、その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面または確定情報を記載した最終の旅行日程表の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供する場合があります。その場合は、お客様の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。

7 旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。

8 お支払い対象旅行代金

- 1) 「お支払い対象旅行代金」とは、募集広告・パンフレットまたはホームページの価格表示欄に「旅行代金として表示した金額」と「追加代金として表示した金額」の合計金額から「割引代金として表示した金額」を差し引いた金額をいいます。この合計金額が「申込金」「取消料」「違約料」「変更補償金」の額を算出する際の基準になります。
- 2) 子供代金は旅行開始日当日を基準に、満2歳以上12歳未満の方に適用いたします。また、幼児代金は旅行開始日当日を基準に、満2歳未満で航空座席を使用しない方に適用し、別途ご案内します。ただし、募集パンフレットまたはホームページ内で別に定めている場合はこの限りではありません。幼児代金には滞在地上費は含まれていません。なお、幼児が航空機の座席を使用する場合は子供代金が適用になります(子供代金(ベッドなし)の設定のあるコースを除く)。

9 お客様が出発までに実施する事項

- 1) 旅券（パスポート）、査証（ビザ）について
旅行に要する旅券（パスポート）・査証（ビザ）の確認、取得はおお客様の責任で行っていただきます。ただし、当社らでは所定の料金を申し受け、別途契約として手続きなどの一部代行を行う場合があります。
- 2) 当社らは、本項1)の業務を行うことで、実際にお客様が渡航書類を取得できることおよび関係国への出入国が許可されることを保証するものではありません。したがって、当社らの責めに帰すべき事由によらず、お客様が渡航書類の取得ができず、または関係国への出入国が許可されなかったとしても、当社らはその責任を負うものではありません。
- 3) 保健衛生について
渡航先（国または地域）によっては、予防接種証明書の取得が必要な場合がありますので、その確認、取得はおお客様の責任で行っていただきます。なお、渡航先の衛生状況や予防接種に関する情報については、厚生労働省「海外旅行者のための感染症情報」ホームページ（<http://www.forth.go.jp/>）でご確認ください。
- 4) 海外危険情報について
渡航先（国または地域）によっては、外務省「海外危険情報」など、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に、当社らより「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。また、「外務省海外安全ホームページ（<http://www.anzen.mofa.go.jp/>）」でもご確認ください。
- 5) 渡航先に「海外危険情報」が発出された場合の催行中止について
旅行のお申し込み後、旅行の目的地に「海外危険情報」が発出された場合は、当社は旅行契約の内容を変更または解除することがあります。外務省が「海外危険情報」を通じ「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報を発出した場合は、当社は旅行の催行を中止する場合があります。その場合は旅行代金を全額返金いたします。ただし、当社が安全に対し適切な措置が取られると判断して、旅行を催行する場合があります。この場合に、お客様が旅行を取りやめられるときは、当社は所定の取消料をいただきます。

10 旅行代金に含まれるもの

- 1) 旅行日程に明示した航空・船舶・鉄道など利用運送機関の運賃。（コースにより等級が異なります。等級が選択できるコースでは、募集パンフレットまたはホームページに明示いたします。）
- 2) 運送機関の課す付加運賃・料金（燃油サーチャージなど）。
- 3) 旅行日程に明示した送迎（空港・駅・埠頭と宿泊場所間）、都市間の移動のバス・車などの料金。
- 4) 旅行日程に明示した観光の料金（バス・車などの料金、ガイド料金、入場料など）。
- 5) 旅行日程に明示したホテルの宿泊料金および税・サービス料金（募集パンフレット、ホームページなどに特に別途の記載のない限り、2名用の部屋に2名様または3名様の宿泊を基準にいたします。）ただし、「お客様負担」と表示してある場合を除きます。
- 6) 旅行日程に明示した食事の料金および税・サービス料金。
- 7) 航空会社が定める個数・重量の無料手荷物許容範囲内の受託手荷物運送料金。（座席クラスや搭乗区間により異なります。航空会社によっては、別途定める受託手荷物運送料金が必要となる場合があります。手荷物の運送は当該運送機関で行い当社が運送機関に運送受託手続きを代行するものです。）
- 8) 現地での手荷物運搬料金（一部含まれないコースがあります。）ただし、一部の空港・駅・ホテルではポーターがいないなどの理由により、お客様自身に運搬いただくことがあります。
- 9) 添乗員同行コースの添乗員同行費用。
- 10) 団体行動中のチップ。

本項1)～10)の諸費用はおお客様のご都合により、一部利用されなくても、原則として払い戻しはいたしません。

11 旅行代金に含まれないもの

第10項旅行代金に含まれるもののほかは旅行代金に含まれていません。その一部を以下に例示いたします。

- 1) 超過手荷物料金（規定の重量、容量、個数を超える分について）。
- 2) 各航空会社により設定される手荷物運搬料金および、有料の機内食や飲み物代金等および前項7)における航空会社の定める手荷物の有料分。
- 3) クリーニング代、電報電話料、ホテルのボーイ・メイドに対するチップ、その他追加飲食など個人的性質の諸費用およびそれに伴う税・サービス料金。
- 4) 渡航手続諸費用（旅券印紙代・査証料・予防接種料金および渡航手続代行料金）。
- 5) 日本国内の空港施設使用料（ただし、募集パンフレットまたはホームページ上で当社が含んでいる旨を明示した場合を除きます）。
- 6) 旅行の行程中の空港税・出国税・国際旅客航路料およびこれに類する諸税・料金。ただし、募集パンフレットまたはホームページ上で当社が含んでいる旨を明示した場合を除きます。

- 7) 日本国内における自宅から発着空港など集合・解散地点までの交通費、日本国内での宿泊費など。

12 追加代金と割引代金

第8 項お支払い対象旅行代金 でいう「追加代金」および「割引代金」は当社が募集広告・パンフレット、ホームページなどに表示した以下のものをいいます。

1) 追加代金

- ア) お客様のご希望により1 部屋を1 名様で使用することを保証するための追加代金。
- イ) 1 名様または奇数人数でご参加の際に、他のお客様との相部屋を行わない旨を当社が定め、その旨を募集広告に表示したときの1 名様で1 部屋 (シングルベッドルームまたはツインベッドルームまたはダブルベッドルーム) の使用に関わる「一人部屋利用追加代金」。
- ウ) ホテルまたは部屋タイプのグレードアップのための追加代金。
- エ) 航空便の選択や航空機使用座席の等級の選択による追加代金。
- オ) 「食事なしプラン」などを基本とする場合の「食事付きプラン」などの追加代金。
- カ) 「観光なしプラン」などを基本とする場合の「観光付きプラン」などの追加代金。
- キ) 「延泊プラン」「途中延泊プラン」による延泊代金。
- ク) その他「○○○プラン」「○○○追加代金」とし、追加代金を表示したもの。
- ケ) 国内線乗り継ぎ特別代金。

2) 割引代金

- ア) 「3 名1 室割引」などとし、1 つの部屋に3名様以上のお客様が宿泊することを条件にした割引代金。
- イ) 「子供割引」など、年齢その他条件による割引代金。
- ウ) その他「○○○割引」とし、割引代金を表示したもの。

13 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などのサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運航 (運行) 計画によらない運送サービスの提供、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに、当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して旅行の日程、旅行サービスの内容を変更する場合があります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に説明いたします。

14 旅行代金の額の変更

- 1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化などにより、通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15 日目にあたる日より前に、お客様に通知いたします。
- 2) 本項1) の定め定める適用運賃・料金の減額がなされるときは、本項1) の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額いたします。
- 3) 旅行内容が変更され、その旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額いたします。
- 4) 第13 項旅行契約内容の変更により旅行内容が変更され旅行実施に要する費用 (当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を含みます。) が増加したときは、運送・宿泊機関などが当該旅行サービスの提供を行っているにも関わらず、運送・宿泊機関などの座席、部屋その他諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を増額いたします。
- 5) 運送・宿泊機関などの利用人数により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更いたします。

15 お客様の交替

- 1) お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただし、適用される運賃規則、航空機・ホテルなどの空き状況その他の事由により、交替後の氏名での予約や氏名の変更ができない場合は、当社はお客様の交替をお断りすることがあります。取消料対象期間内にこの交替のお申し出があった場合、交替に要する手数料として、第17項取消料と同額をお支払いいただきます。

- 2) 契約上の地位の譲渡は、当社の承諾を得、かつ手数料を当社らが受理したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利および義務を承継することとなります。なお、当社は、コース・時期などにより当該交替をお受けできない場合があります。

16 お客様による旅行契約の解除

1) 旅行開始前

- ア) お客様は、第17項取消料に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、解除のお申し出は、当社らの営業時間内にお受けします。
- イ) お客様は、次の各号に該当する場合は、取消料を支払うことなく旅行契約が解除できます。
- 第13項 旅行契約内容の変更に基づき、契約内容の重要な変更が行われたとき。ただし、その変更が第25項旅程保証の表左欄に掲げるもの、その他の重要なものである場合に限りです。
 - 第14項 旅行代金の額の変更1) に基づき、旅行代金が増額されたとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などのサービス提供の中止、官公署の命令、その他の事由が生じた場合に、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能になり、または不可能になる恐れが極めて大きいとき。
 - 当社らがお客様に対し、第6項契約書面と最終の旅行日程表のお渡し2) に記載の最終の旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
 - 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行の行程にしたがった旅行の実施が不可能になったとき。
- ウ) 当社らは本項1)のイ)により旅行契約が解除されたときは、すでに収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引き払い戻しいたします。取消料を申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また、本項1)のイ)により旅行契約が解除されたときには、すでに収受している旅行代金（あるいは申込金）全額を払い戻しいたします。

2) 旅行開始後

- ア) お客様のご都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しはいたしません。
- イ) お客様の責に帰さない事由により、契約書面に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく、当該不可能になった旅行サービス提供に関わる部分の契約を解除することができます。
- ウ) 本項2)のイ)の場合において、当社は旅行代金のうち、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻しいたします。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して、取消料、違約料その他のすでに支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻しいたします。

17 取消料

旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取消される場合には、旅行代金に対してお一人につき、下記の料率で取消料をいただきます。なお、複数人数でご参加の場合で、一部の方がキャンセルの場合は、ご参加のお客様からは1室ご利用人数の変更に對する差額代金をいただきます。

◆ 本邦出国時または帰国時に航空機を利用するコースならびに海外発着コース(当社の海外募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して実施する海外募集型企画旅行(オプションツアー)を除く)

旅行契約解除の日	取消料（お一人様）
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目にあたる日以降31日目にあたる日まで	ピーク時に開始する旅行は旅行代金の10%（10万円を上限） ピーク時以外の日に開始する旅行は無料。
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降15日目にあたる日まで	旅行代金が 50万円以上…10万円 30万円以上50万円未満…5万円 15万円以上30万円未満…3万円 10万円以上15万円未満…2万円 10万円未満…旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目以降3日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日および前日	旅行代金の50%
旅行開始日当日	旅行代金の50%
旅行開始後または無連絡不参加	旅行代金の100%

ピーク時とは、4月27日～5月6日、7月20日～8月31日、12月20日～1月7日をいいます。本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、約款の別紙特別補償規程に規定する「サービスを受けることを開始したとき」以降をいい、添乗員または当社係員が受付を行う場合はその受付完了時以降を、それ以外の場合は、乗客のみが入場できる空港構内における手荷物の検査等の完了時以降をいいます。

◆本邦出国時または帰国時に貸切航空機（チャーター便）を利用するコース

旅行契約解除の日	取消料（お一人様）
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって60日目にあたる日以降31日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降21日目にあたる日まで	旅行代金の50%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目にあたる日以降4日目にあたる日まで	旅行代金の80%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日以降または無連絡不参加	旅行代金の100%

日本発着時に船舶を利用する旅行および日程中に3泊以上のクルーズを含む旅行であって、募集パンフレット上にクルーズ約款を適用する旨記載があるものは、パンフレットに明示する取消料によります。

18 当社による旅行契約の解除

1) 旅行開始前

- ア) お客様が第7項旅行代金のお支払いに規定する期日までに旅行代金を支払われないうときは、当社は旅行契約を解除する場合があります。このときは、第17項取消料に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- イ) 次の各号に該当する場合は、当社は旅行契約を解除する場合があります。
- お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - お客様が病気、必要な介助者の不在、その他の事由により、当旅行に耐えられないと認められるとき。
 - お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められるとき。
 - お客様が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - お客様の数が募集パンフレットまたはホームページに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合はピーク時に旅行を開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって33日目にあたる日より前に、また、同期間以外に旅行を開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目にあたる日より前に旅行中止を通知いたします。
 - スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはその恐れが極めて大きいとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などのサービス提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由が生じたことにより、旅行の行程にしたがった旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、または不可能になる恐れが極めて大きいとき。
 - 上記g)の一例として旅行日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が発せられたとき。ただし当社が安全に対し適切な措置が取られると判断した場合には旅行を実施いたします。この場合にお客様が旅行を取りやめるときは、当社は所定の取消料をいただきます。
 - 「現地から参加プラン」で本体の旅行が催行できず、お客様との集合場所に到着できない場合。
 - お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業または総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為、またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
- ウ) 当社は本項1)のイ)により旅行契約を解除したときは、すでに収受している旅行代金（あるいはお申込み金）の全額を払い戻します。

2) 旅行開始後

- ア) 旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合において、お客様にあらかじめ理由を説明して、旅行契約の一部を解除する場合があります。
- お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。

- b) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者または同行する他の旅行者に対する暴行または脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - c) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などのサービス提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由が生じたことにより、旅行の継続が不可能になったとき。
 - d) お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業または総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - e) お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為、またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - f) お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
- イ) 当社が本項2) のア) に規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様の間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅いたします。すなわちお客様がすでに提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものといたします。
- ウ) 解除の効果および払い戻し
本項2) のア) に記載した理由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料、違約料その他の名目ですでに支払い、またはこれから支払われなければならない費用があるときは、これをお客様のご負担といたします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに関わる部分の費用から、当社が当該旅行サービス提供者に支払い、またはこれから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いたものを払い戻しいたします。
- エ) 本項2) のア) a)、c) により当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

19 旅行代金の払い戻しの時期

- 1) 当社は、第14項旅行代金の額の変更の1) 2) 4) および第16項 お客様による旅行契約の解除および第18項 当社による旅行契約の解除の規定により、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては、解除の翌日から起算して7日以内に、減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあっては、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当金額を払い戻しいたします。
- 2) 本項1) の規定は、第21項当社の責任 または第23項お客様の責任で規定するところにより、お客様または当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

20 旅程管理と添乗員

- 1) 当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。
 - ア) お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、募集型企画旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。
 - イ) ア) の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行います。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努め、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めること等、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力します。
- 2) 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用 お客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わねばなりません。
- 3) 添乗員の同行する旅行においては添乗員が、添乗員の同行しない旅行においては旅行先における現地係員が、旅行を安全かつ円滑に実施するため必要な業務およびその他当社が必要と認める業務の全部または一部を行います。
- 4) お客様は旅行を円滑に実施するため添乗員または現地係員の指示に従っていただきます。
- 5) 添乗員の同行の有無は募集パンフレットまたはホームページに明示いたします。
- 6) 添乗員が同行しない旅行においては、現地における当社の連絡先を最終の旅行日程表に明示いたします。
- 7) 添乗員の業務は原則として8時から20時までといたします。

21 当社の責任

- 1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または当社が手配を代行させた者（以下「手配代行者」という。）が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

- 2) お客様が次に掲げるような理由により、損害を被られた場合については、原則として本項1) の責任を負うものではありません。
 - ア) 天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生ずる旅行の行程の変更もしくは旅行の中止。
 - イ) 運送・宿泊機関などのサービス提供の中止、またはこれらのために生ずる旅行の行程の変更もしくは旅行の中止。
 - ウ) 公署の命令。外国の出入国規制または伝染病による隔離。
 - エ) 自由行動中の事故。
 - オ) 食中毒。カ) 盗難。キ) 運送機関の遅延・不通・経路変更またはこれらによって生ずる旅行の行程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮。
- 3) 手荷物について生じた本項1) の損害については、本項1) の規定に関わらず損害発生の翌日から起算して21日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名様につき15万円を限度（当社の故意または重大な過失がある場合を除く。）として賠償いたします。

22 特別補償

- 1) 当社は第21項当社の責任の規定に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、約款の別紙「特別補償規程」の定めるところにより、当社が実施する海外募集型企画旅行に参加するお客様が、当該旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に損害を被ったときは、お客様またはその法定相続人に死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日数により4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により2万円～10万円をお支払いします。また、所定の身の回り品に損害を被ったときは、約款の別紙「特別補償規程」により携帯品損害補償金（15万円を限度。ただし、1個または一対についての補償限度は10万円。3,000円を超えない場合は対象外。）をお支払いします。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム、その他約款の別紙「特別補償規程」第18条2項に定める品目については補償いたしません。
- 2) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、無免許運転、故意の法令違反行為・法令に違反するサービス提供の受領、疾病などのほか、募集型企画旅行の行程に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機など）搭乗、ジャイロプレーン搭乗などのほか、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項1) の補償金および見舞金をお支払いしません。
- 3) 当社が第21項 当社の責任を負うことになったときは、この補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部（または全部）に充当いたします。
- 4) 日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日（以下「無手配日」という）については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われぬ旨を明示した場合に限り、「募集型企画旅行参加中」とはいたしません。

23 お客様の責任

- 1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- 2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めていただきます。
- 3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨をお申し出付けください。
- 4) 事故などのお申し出について 旅行中に事故などが生じた場合は直ちに現地における緊急連絡先にご通知ください。（もし通知できない事情がある場合はその事情がなくなり次第ご通知ください。）

24 コースに含まれる追加プラン・オプションツアーまたは情報提供

- 1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象にして、別途の参加料金を収受して当社が実施する募集型企画旅行（以下「当社企画・募集・実施の追加プラン」という。）は募集パンフレットまたはホームページなどで「企画・実施：ANAセールス株式会社」などと明示いたします。当社企画・募集・実施のオプションツアーに対する第22項特別補償の適用については、当社は、主たる旅行契約の内容の一部としてお取り扱いします。
- 2) 募集パンフレットまたはホームページなどで追加プランの企画・募集・実施または主催が当社以外の現地旅行会社などである旨を明示した場合には、第22項特別補償規定は適用いたしますが、当社が実施する募集型企画旅行ではありません。
 - ア) お申し込みは原則的に現地になり、お支払いも現地になります。
 - イ) 契約は現地の法令または慣習に基づいて現地旅行会社などが定めた旅行条件によって行われ、当社の旅行条件は適用されません。
 - ウ) 契約の成立は、現地旅行会社などが承諾した時に成立いたします。

- 工) 契約成立後の解除・取消料については、お申込みの際に現地旅行会社などにご確認ください。
- オ) 現地旅行会社などが実施するオプションツアーは、第25項旅程保証の対象にはなりません。
- 3) 当社は、募集パンフレットまたはホームページなどで「単なる情報提供」として可能なスポーツなどを記載する場合があります。この場合、当社の募集型企画旅行参加中に、当該可能なスポーツによりお客様に発生した損害に対しては、当社は第22項特別補償は適用いたしますが、それ以外の責任を負いません。

25 旅程保証

- 1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合（ただし、次のア）、イ）、ウ）で規定する変更を除きます。）は、第8項でお支払い対象旅行代金に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様にお支払いします。ただし、当該変更について当社に第21項 当社の責任の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部または一部としてお支払いします。
- ア) 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金をお支払いしません（ただし、サービスの提供が行われているにも関わらず運送・宿泊機関などの座席・部屋その他諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は、変更補償金をお支払いします）。
- 天災地変。
 - 戦乱。
 - 暴動。
 - 官公署の命令。
 - 欠航、不通、休業など運送・宿泊機関などのサービス提供の中止。
 - 遅延、運送スケジュールの変更など当初の運航（運行）計画によらない運送サービスの提供。
 - 旅行参加者の生命または身体の安全確保のため必要な措置。
- イ) 第16項お客様による旅行契約の解除・第18項当社による旅行契約の解除の規定に基づき旅行契約が解除された部分に関わる変更の場合、当社は変更補償金をお支払いしません。
- ウ) 契約書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金をお支払いしません。
- 2) 本項1)の規定に関わらず、当社が一つの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第8項お支払い対象旅行代金で定める「お支払い対象旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。また、一つの旅行契約に基づきお支払いする変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金をお支払いしません。
- 3) 本項1) 2)に基づき変更補償金をお支払いする場合でも、当社はおお客様の同意を得て、金銭による支払いに替え、これと同等またはそれ以上の価値のある物品または旅行サービスの提供をもって補償を行う場合があります。
- 4) 当社が本項1)の規定に基づき変更補償金をお支払いした後に、当該変更について当社に第21項当社の責任の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に関わる変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社は当社が支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額をお支払いします。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額 = 1件につき下記の率 × お支払い対象旅行代金	
	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
1 契約書面に記載した 旅行開始日または終了日の変更	1.5%	3.0%
2 契約書面に記載した 入場する観光地または観光施設（レストランを含みます。） その他の旅行目的地の変更	1.0%	2.0%
3 契約書面に記載した 運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級および設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限りま。）	1.0%	2.0%
4 契約書面に記載した 運送機関の種類または会社名の変更	1.0%	2.0%
5 契約書面に記載した 日本国内の旅行開始地たる空港	1.0%	2.0%

または旅行終了地たる空港の異なる便への変更		
6契約書面に記載した 日本国内と日本国外との間における 直行便の乗継便または経由便への変更	1.0%	2.0%
7契約書面に記載した 宿泊機関の種類または名称の変更 (当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が 契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0%	2.0%
8契約書面に記載した 宿泊機関の客室の種類、設備、 景観その他客室の条件の変更	1.0%	2.0%
9上記の1～8に掲げる変更のうち募集パンフレットまたは ホームページのツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1：確定書面（最終の旅行日程表）が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えたうえで、この表を適用いたします。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間または確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱いたします。

注2：1件とは、運送機関の場合1乗車船などごとに、宿泊機関の場合1泊ごとに、その他旅行サービスの場合1該事項ごとに1件といたします。

注3：3または4に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱いたします。

注4：4に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級または設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用いたしません。

注5：7の宿泊機関等の等級は、旅行契約締結時で当該方面のパンフレット等に記載しているリストまたは当社の営業所もしくは当社のウェブサイトでご覧に供しているリストによります。

注6：4または7もしくは8に掲げる変更が1乗車船などまたは1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船などまたは1泊につき1件として取り扱いたします。

注7：9に掲げる変更については、1～8の料率を適用せず、9の料率を適用いたします。

26 通信契約

- 1) 当社は、当社らが提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」という）のカード会員（以下「会員」という）より、所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金や取消料などのお支払いを受ける」こと（以下「通信契約」という）を条件にお申し込みを受けた場合、通常の旅行条件と以下の点で異なります（受託旅行業者により取り扱いができない場合や、取り扱いできるカードの種類に制約がある場合があります。）
- 2) 通信契約のお申し込みの際、会員のお客様は「カード名」、「会員番号（クレジットカード番号）」、「カード有効期限」等を当社らにお知らせいただきます。
- 3) 通信契約は、当社らが通信契約の締結を承諾する旨の通知を発したときに成立します。ただし、当該契約のお申し込みを承諾する旨の通知を電子メール、ファクシミリ、留守番電話等の電子承諾通知による方法で通知する場合は、当該通知がお客様に到達したときに成立します。
- 4) 通信契約での「カード利用日」とは、お客様および当社が契約に基づく旅行代金などの支払いまたは払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出の日になります。
- 5) 与信などの理由によりお客様のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、第17項取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社らが別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合は、この限りではありません。
- 6) 通信契約を締結したお客様に払い戻すべき金額が生じたときは、当社らは、提携会社のカード会員規約にしたがって払い戻しいたします。この場合において、当社らは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては、解除の翌日から起算して7日以内に、減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し払戻すべき額を通知するものとし、お客様に当該通知を行った日をカード利用日とします。

27 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、各パンフレットまたはホームページ等に明示した日付となります。

28 個人情報の取り扱いについて

- 1) 当社は、旅行お申し込みの受付に際し、お客様から所定の申込書にて、お申し込みいただいた旅行のサービスの手配およびそれらのサービスの受領のために必要となる個人情報を、お客様よりすべてご提供いただきます。ご提供いただきましたお客様の個人情報（氏名・住所・電話番号・メールアドレスなど）について、お客様とのご連絡に利用させていただくほか、お申し込みいただいた旅行において、運送・宿泊機関などの提供するサービスの手配およびそれらのサービス受領のための手続きに必要な範囲内で、運送・宿泊機関、保険会社などに対し、電子的方法などにより提供いたします。
※このほか、当社は①会社および会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見や感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典・サービスの提供、⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただく場合があります。また、旅行手配、統計処理などのために、業務を委託する場合があります。
- 2) 当社は、当社が保有するお客様の個人情報のうち、氏名・住所・電話番号・メールアドレス・旅行内容などのお客様へのご連絡にあたり、必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で共同して利用させていただきます。またその管理は当社が責任をもって行います。当社グループ企業は、それぞれの企業案内、商品および催し物内容などのご案内や、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただく場合があります。なお、当社グループ企業の名称、プライバシーポリシーについては、当社ホームページ（<http://www.anas.co.jp/>）をご参照ください。
- 3) 当社は、旅行先でのお客様のお買い物などの便宜のため、当社の保有するお客様の個人情報を、守秘義務契約を締結した土産物店に提供する場合があります。この場合、お客様の氏名・パスポート番号および搭乗される航空便名などにかかわる個人情報を、あらかじめ電子的方法などで送付することにより提供いたします。なお、お申し込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。
- 4) 旅行のお申し込みに際しご提出いただいた個人情報について、個人情報の開示などをご希望される場合は、当社のプライバシーポリシーをご確認のうえ、ご連絡ください。
個人情報保護管理者：総務・人事部長

29 その他

- 1) お客様が個人的な案内・買い物などを添乗員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病などの発生に伴う諸費用、お客様の不注意によるお手荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用をお客様にご負担いただきます。
- 2) お客様の便宜を図るため、土産物店にご案内する場合がありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任でご購入していただきます。
- 3) 天候などお客様の責に帰すべき事由によらず旅行サービスの受領ができなくなった場合は、第16項お客様による旅行契約の解除 2) のウ) の規定により当該旅行サービスに対して取消料、違約料等支払うべき費用を差し引いた金額をお客様に払い戻しいたします。ただし代替サービスの宿泊費、交通費などはお客様負担になります。
- 4) 当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社によるマイレージサービスのマイルを獲得できる場合がありますが、同サービスの登録、お問い合わせなどは、原則として直接当該航空会社へ行っていただきます。また、契約書面や確定書面に記載した利用航空会社や搭乗区間などの変更により、お客様が獲得できる予定であったマイルを受けられなくなった場合でも、当社は理由の如何に関わらず第21項当社の責任 1) ならびに第25項旅程保証の責任を負いません。また、いかなる場合でも実際に搭乗がなされなかった場合には、当該航空会社は規定によりマイレージの積算をいたしません。
- 5) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- 6) 本契約では、契約書面にその記載がある場合を除き、ほかのお客様との相部屋はおこないません。
- 7) 当社所定の旅行申込書にお客様のローマ字氏名をご記入される際には、旅行に使用されるパスポートに記載されている通りにご記入ください。お客様の氏名が誤ってご記入された場合には、航空券の発行替え、関係する機関への氏名訂正などが必要になります。この場合、当社は、お客様の交替とみなし、交替に要する手数料として第17項取消料と同額をいただきます。なお、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合も第17項取消料をいただきます。

[ページトップへ戻る](#)

お問い合わせ

[プライバシーポリシー](#) [サイト利用規約](#) [標識約款旅行条件書](#)



Copyright©ANA・ANAセールス